

第5期 計画

松田町 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

平成24年度～26年度

ダイジェスト版

計画策定の目的

- ◆ 松田町に住むすべての高齢者が、安心して暮らせるよう総合的な施策を着実に推進するとともに介護保険給付の円滑な実施を図る目的で策定しました。

法令などの根拠

- ◆ 老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画（老人福祉計画）」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する高齢者の福祉に関する総合的な計画です。

計画の期間

- ◆ 本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3年間の計画です。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
第4期計画期間					目標年度
			本計画期間【第5期】		

＝関連記事は1面に。2・4面にも続く



▲いつも集まる仲間とはひとつひとつの動作にも笑いが＝町健康福祉センター

高齢者を取り巻く現状と課題

1 介護予防対策が重要です

- ❖ 高齢期に入ると、生活機能の低下が見られたり、疾病にかかりやすくなり、症状の悪化などによっては、介護や支援が必要な状態となるおそれがあります。
- ❖ 平成24年以降には、団塊の世代が65歳以上の高齢者に仲間入りし、高齢化がさらに進展します。これらの高齢者が要支援・要介護状態にならないため、また、介護サービスを利用することに伴う介護保険料の上昇を抑えるためにも、介護予防対策は重要な課題となっています。

2 認知症高齢者の増加が予測されます

- ❖ 高齢者介護研究会の報告書によると、2030年（平成42年）代には、認知症高齢者が350万人を超え、65歳以上の高齢者のおおよそ1割に達すると推計されています。認知症を予防する取り組みや、認知症になった場合の進行させないための支援、家族と自宅で日常生活を送れるような支援などの事業を検討していく必要があります。

3 生きがいがづくりや社会参加の促進が必要です

- ❖ 高齢期は、身体的な要因や精神的な要因などで、家に閉じこもりがちになり、それが原因で介護や支援を要す

る状態となるケースもみられるため、生きがいがづくりや社会参加に向けた支援は、重要な高齢者施策の一つといえます。

- ❖ 本町は、これまで生涯学習の推進や就業促進、社会参加機会の提供と拡大などに取り組み、高齢者の生きがいがづくりに取り組んできましたが、時代の変化とともに高齢者の好みや行動も多様化し、学習プログラムやスポーツ活動、仕事の従事先などに対する要望も多種多様になってきています。これらのニーズに対応したプログラムを提供していく必要があります。

4 地域と世代をつなぐことが大事です

- ❖ 近所での見守りや声掛けなど、災害発生時などにおいても、小さい単位での支え合いがますます大切になっています。
- ❖ 身近で高齢者への支えが必要になった場合、配偶者だから、子だからではなく、家族、親戚みんなでその人のことを思い、役割を分担し、協力し合うことが大切です。現在は若い世代でも、数十年後には高齢期を迎え、支えが必要となります。現在高齢期を迎えている人に限らず、どの世代の人も、「活動的な85歳」でいることを目指し、次世代の生活（持続可能な社会保障制度）を継続していくことが必要になっています。